

令和7年度

受講料 無料

市民後見人養成講座の受講者募集について

成年後見制度を利用する場合、家庭裁判所は成年後見人として、親族や専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）を選任する一方、地域に住む身近な存在が必要な方に対しては、一般市民の方を選任することがあります。こうした方を市民後見人と言います。

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由でひとりで決めることが心配な方々の生活を支えていくため、地域で暮らす市民が「市民後見人」となり、本人に代わって財産管理や身上保護の支援を行うものです。地域住民が市民後見人として成年後見業務に必要な知識を習得し活動するための講座です。

参加対象 日常生活自立支援事業の支援員、福祉職に従事している職員、民生委員の方対象。定員 10 名になり次第締め切りとさせていただきます。

*これまでに、未成年後見人、成年後見人、保佐人または補助人を解任されたことが無い方

*破産していない方

*現在、成年被後見人、被保佐人、または被補助人ではない方

開催日 令和7年11月～令和8年1月の土曜日 10:00～11:30 に開催。計6回

※実務編は令和8年度春～夏の間に実施予定。実務編が終了後に市民後見人として活動していただきます。

会場 安来市伯太町安田 1687 いきいきの郷はくた「集会室」予定

*会場については変更する可能性もあります

内容 裏面のカリキュラムをご参照ください

申し込み方法 裏面の受講申込書をお願いします

申し込み先 社会福祉法人安来市社会福祉協議会
安来市権利擁護センター
TEL:0854-37-1432
FAX:0854-37-1258



講座を受けられた方で、市民後見人として活動を希望される方については、社会福祉法人安来市社会福祉協議会で実施する法人後見業務と一緒に活動する後見業務支援員登録し、後見業務支援員活動を経て、市民後見人として活動できるよう目指します。

令和7年度 市民後見人養成講座（2期） 受講申込書

令和 年 月 日

ふりがな		現住所	〒
氏 名			
生年月日		連絡先	
現在の 職 業		過去の 職 歴 (簡単に)	

月 日	講 義 内 容	講 師	所 属
令和7年11月1日 10:00～11:30	第1講	根来川 弘充 司法書士	松江後見センター
	後見制度の概要 ～家庭裁判所が求めること～		
令和7年11月8日 10:00～11:30	第2講		
	後見人の業務 ～本人支援からの視点～		
令和7年12月6日 10:00～11:30	第3講	野々村 映史 社会福祉士	松江後見センター
	身上監護のあり方 福祉職（社会福祉士）が成年後見 制度にかかわる意義		
令和7年12月13日 10:00～11:30	第4講		
	在宅支援のあり方		
令和8年1月17日 10:00～11:30	第5講	鳥居 竜一 弁護士	松江後見センター
	関係法令について ～法律の法的諸問題～		
令和8年1月24日 10:00～11:30	第6講		
	市民後見人に求められる もの		

